

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月22日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 笹川英樹
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
同 金光由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド
(MONTHLY DIVIDEND HIGH YIELD FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
上限見込額は、310億米ドル(約4兆7,771億円)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 米ドルの円貨換算は、別段の記載のない限り、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月30日に提出した有価証券届出書(2025年12月26日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2026年4月16日付でファンドの設立地における英文目論見書が更新され、ファンドの投資リスク、手数料等及び税金、買戻し手続等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2 【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2022年2月24日 補足信託証書締結

<訂正後>

(前略)

2022年2月24日 補足信託証書締結

2026年4月16日 第二補足信託証書締結

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年12月30日付で受託会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	投資運用会社	1998年2月24日付で管理会社との間で投資運用契約(2014年12月10日付で更改契約を締結し、2014年12月31日に改訂済) ^(注1) を締結。ファンド資産の投資運用業務について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年12月30日付で管理会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年12月30日付で受託会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	投資運用会社	1998年2月24日付で管理会社との間で投資運用契約(2014年12月10日付で更改契約を締結し、2014年12月31日に改訂済であり、さらに随時改訂されることがある。)(注 ¹)を締結。ファンド資産の投資運用業務について規定している。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年12月30日付で管理会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

(5) 開示制度の概要

<訂正前>

1) アイルランドにおける開示

(中略)

受益者に対する開示

(中略)

過去の運用実績

入手可能な場合、受益者(または、投資者になろうとする者の場合、管理会社が承認した投資者になろうとする者)は、管理会社からファンドの過去の運用実績を入手することができる。

以下に掲げるものについては、ファンドの年次報告書において、少なくとも年に一度、またはより高い頻度で求められる場合は、管理会社が提供する月次更新情報において、受益者に開示される。

- (a) 流動性に乏しいことから生じる特別な取決め(もしあれば)の対象となるファンド資産の割合
- (b) ファンドの流動性管理のための新たな取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびかかるリスクを管理するために用いられるリスク管理システム
- (d) ファンドが用いることのできるレバレッジ(もしあれば)の最大レベルおよびレバレッジの取決めに基づき供される担保または保証を再利用する権利の変更
- (e) (ファンドがレバレッジを用いる場合における)ファンドが用いるレバレッジの総額

- (f) ポートフォリオの効率的な運用に関して直接的および間接的な運用経費および運用手数料が支払われる事業体(ファンド、管理会社または受託会社と関連のある事業体を含む。)

(後略)

<訂正後>

1) アイルランドにおける開示

(中略)

受益者に対する開示

(中略)

過去の運用実績

入手可能な場合、受益者(または、投資者になろうとする者の場合、管理会社が承認した投資者になろうとする者)は、管理会社からファンドの過去の運用実績を入手することができる。

以下に掲げるものについては、ファンドの年次報告書において、少なくとも年に一度、またはより高い頻度で求められる場合は、管理会社が提供する月次更新情報において、受益者に開示される。

- (a) 流動性に乏しいことから生じる特別な取決め(もしあれば)の対象となるファンド資産の割合
- (b) ファンドの流動性管理のための新たな取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびかかるリスクを管理するために用いられるリスク管理システム
- (d) 年に一度の頻度で、投資者が直接または間接的に負担したすべての手数料、費用および経費
- (e) 年に一度の頻度で、管理会社によりまたは管理会社のためにファンドの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的事業体
- (f) ファンドが用いることのできるレバレッジ(もしあれば)の最大レベルおよびレバレッジの取決めに基づき供される担保または保証を再利用する権利の変更
- (g) (ファンドがレバレッジを用いる場合における)ファンドが用いるレバレッジの総額
- (h) ポートフォリオの効率的な運用に関して直接的および間接的な運用経費および運用手数料が支払われる事業体(ファンド、管理会社または受託会社と関連のある事業体を含む。)

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ファンドの純資産額の少なくとも50%は、つねに日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当する証券、即ちアメリカ合衆国政府証券、アメリカ合衆国政府機関証券および日本国外の企業により発行された預金証書等(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)に投資される。

SFDRに従い、管理会社は、持続可能性リスクがファンドに関する投資判断に組み入れられる方法および持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価の結果も開示する義務を負う。

(中略)

持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価は、ポートフォリオ・レベルで行われる。持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響についてのさらなる詳細は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の「持続可能性リスク」の項に記載されている。

ファンドはアクティブ運用され、ファンドの投資目的および投資方針は、いずれかの指数を追跡し、もしくはいずれかの指数によってファンドのパフォーマンスを評価し、またはいずれかの指数をアウト・パフォームしたりすることではない。参照ベンチマークは、パフォーマンスの測定(特に超過成績およびマーケティングの目的)のためにのみ参照され、ファンドの構成銘柄を決定するために利用されない。参照ベンチマークについての詳細は、ウェブサイト<https://www.bloomberg.co.jp/quote/LF98TRUU:IND>に記載されている。ファンドの保有銘柄および保有比率が参照ベンチマークと類似する程度は、偶発的なものである。ファンドは、参照ベンチマークの構成銘柄に直接投資することがあるが、ファンドの投資戦略には、ファンドの保有銘柄が参照ベンチマークから逸脱することができる範囲に関する制限はない。したがって、ベンチマーク規則はファンドに適用されない。

ファンドがSFDR第6条に該当し、および持続可能な投資をファンドの目的とし、またはファンドがESG特性を推進するものでもないことから、ファンドは、SFDR第4条(1)(a)で想定されているような、持続可能性要因に対する投資決定の悪影響を考慮しない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの純資産額の少なくとも50%は、つねに日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当する証券、即ちアメリカ合衆国政府証券、アメリカ合衆国政府機関証券および日本国外の企業により発行された預金証書等(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)に投資される。

ファンドはアクティブ運用されており、その投資目的および投資方針は、いずれかの指数を追跡することでも、いずれかの指数をベンチマークとしてそのパフォーマンスを測定することでもなく、また、いずれかの指数を上回ることもない。参照ベンチマークは、パフォーマンスの測定(特にファンドのパフォーマンスが指数を上回るか否かを判断する目的およびマーケティングの目的)の参照としてのみ機能し、ファンドの構成銘柄を決定するために利用されるものではない。参照ベンチマークについての詳細は、ウェブサイト<https://www.bloomberg.co.jp/quote/LF98TRUU:IND>で閲覧することができる。ファンドの保有銘柄および保有比率が参照ベンチマークと類似する程度は、偶発的なものである。ファンドは、参照ベンチマークの構成銘柄に直接投資することがあるが、ファンドの投資戦略には、ファンドの保有銘柄が参照ベンチマークから逸脱することができる範囲に関する制限はない。ベンチマーク規則は、当該ファンドには適用されない。

SFDRに従い、管理会社は、持続可能性リスクがファンドに関する投資判断に組み入れられる方法および持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価の結果も開示する義務を負う。

(中略)

持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価は、ポートフォリオ・レベルで行われる。持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響についてのさらなる詳細は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の「持続可能性リスク」の項に記載されている。

ファンドがSFDR第6条に該当し、および持続可能な投資をファンドの目的とし、またはファンドがESG特性を推進するものでもないことから、ファンドは、SFDR第4条(1)(a)で想定されているような、持続可能性要因に対する投資決定の悪影響を考慮しない。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

リスク要因

(中略)

持続可能性リスク

持続可能性リスクがファンドに対する潜在的または実際の重大なリスクを示す程度については、投資運用会社によって、同社の投資判断およびリスク監視の中で検討される。その他の重大なリスクとともに、投資運用会社は、ファンドに係る長期のリスク調整後リターンの最大化を図るため、持続可能性リスクについて検討する。持続可能性リスクが発生後の影響は非常に大きいものであり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる場合がある。通常、持続可能性リスクが資産に関して発生した場合、資産の価値に悪影響が及ぶか、または、資産の価値がすべて失われる可能性がある。持続可能性リスクが発生した場合、当該リスクにより、投資家(投資運用会社を含む。)は、特定の投資対象が適切でなくなると判断し、当該投資対象を売却する(または当該投資対象へ投資しない)可能性があり、投資対象の価値に対する下方圧力をさらに悪化させる。

(中略)

AIFMDリスク

(中略)

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム

(4) ファンドの受託会社が契約により自らを免責するために締結した取決め

マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがある。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもある。

英国のEU離脱リスクおよび欧州連合

連合王国は、EUから離脱した。連合王国とEUとの間の(および連合王国と他の国との間の)今後の経済的および政治的関係は不確実であり、経済的および政治的不確実性の期間は、連合王国において、EUにおいて、および世界的に継続している。連合王国は、規制変更を行うことがあり、それはファンドに悪影響を与えることがある。ファンド、受託会社、管理会社および投資運用会社に対して当該事由が及ぼす影響の最終的な内容および程度は、不確実であるが、重大となることがある。

他のEU加盟国も、EUへの加盟について再考することがある。これにより、一または複数の他の国がEUを離脱するか、またはEUまたはユーロ圏に改革またはその他の変更が行われることがある。ファンド、受託会社、管理会社および投資運用会社に対してかかる変更が及ぼす影響の最終的な内容および程度は、不確実であるが、重大となることがある。

仲介取決め

(中略)

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

(中略)

例外的な場合として、例えば、仮にある一日に相当多数の投資家が自らのファンドの投資対象の買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払に遅延が生じる可能性がある。

保管リスク

(中略)

市場リスク

ファンドの計算において保有する有価証券の価値は、経済的、政治的もしくは規制上の状況、インフレーション、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種または市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの計算において保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値および流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。こうした支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値および流動性に悪影響が生じることがある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響および市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならないことがある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被ることがある。

(中略)

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAの施行に向けた政府間の取り組みの延長として、全世界基準によるオフショア租税回避問題を取り扱う共通報告基準を策定した。金融機関の効率性を最大化し、その経費を削減することを目的として、CRSは、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換に関する共通基準を提供する。参加法域は、CRSに基づき、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続に基づき金融機関により特定されたすべての報告可能な口座に関する財務情報を取得し、これを交換相手方との間で毎年自動的に交換する。アイルランドは、CRSに係る法律を制定し、この結果、ファンドは、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められる。ファンドの投資者は、ファンドがCRSに基づくその義務を履行することを可能とするため、管理会社に対し追加の情報を提供するように求められることがある。請求された情報を提供することを怠った場合、投資者は、結果として生じる罰金もしくはその他の費用を負担し、ファンドの受益証券の強制買戻しの対象となり、および/または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。詳細については、投資者は、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者」と題する項目の「共通報告基準(以下「CRS」という。)」と題する項を参照すべきである。

コロナウイルスおよびその他のパンデミック

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行をパンデミックと宣言した。COVID-19の症例は、世界的に多数記録されている。

COVID-19および/またはその他のパンデミックもしくはエピソードの影響を完全に予測することは不可能であるが、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性がある。歴史的に、広範囲での感染症の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしてきた。かかる影響は、とりわけ、COVID-19の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、業種、ビジネスおよび国家経済全体に不均等に生じている。航空業、製造業、小売業および観光業を含む特定の業種が現在最も深刻な影響を受けているとみられるが、COVID-19を抑制できない場合、他の業種も影響を受けることは間違いない。

ファンドの純資産総額の算定、ファンドの受益証券の発行、転換および買戻しなどのファンドの運営に必要な業務は、状況によって、影響を受けることがある。それらの業務をファンドに提供するために管理会社により選任された主要なサービス提供者は、管理会社から、ファンドに対して中断なく業務の提供を継続するために、適用される詳細な事業継続計画の提供を要請されている。

影響を受けた地域で運営される事業または当該地域の供給者もしくは顧客に依存する事業に対するCOVID-19の財務的な影響は、広く報告されている。影響を受けた事業は、様々な財務的な影響を受けることがある。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。また、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および/または解約金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況となった場合、支払能力に関する懸念が悪化する可能性がある。

したがって、投資対象のいずれかが事業を行っている世界金融市場または国もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドの事業またはその投資対象のいずれかの事業に重大な悪影響を及ぼすことがある。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局は、ファンドまたはその投資対象のいずれかの事業運営を著しく妨げる可能性のある措置を推奨するまたは課すことがある。

COVID-19の大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確実であり、結果として生じる経済の低迷および/または市場全体のマイナスの景況感は、管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社、ファンドおよび投資対象自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響を及ぼすことがある。

経済情勢

(中略)

サイバー・セキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえる。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを経由して)デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。管理会社、投資運用会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの純資産価額を計算する能力の妨害、ファンドに係る取引の妨害、受益者がファンドに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性がある。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドのために管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

GDPR

一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「GDPR」という。)は、2018年5月25日にすべてのEU加盟国において施行され、現在のEUのデータのプライバシーに関する法律に代替した。GDPRに基づき、データ管理者は、とりわけ、説明責任および透明性要件を含む追加の義務を負い、これらにより、データ管理者は、データ処理に関するGDPRに定める規則の遵守につき責任を負い、かつそれを明示できなければならず、また、データ対象者に対し、個人データの処理に関してより詳細な情報を提供しなければならない。データ管理者に課されるその他の義務には、より強化されたデータ承認の要件および個人データに関する違反を遅滞なく関連する監督当局に報告する義務が含まれる。GDPRに基づき、データ対象者には、不正確な個人情報を修正する権利、データ管理者が保有する個人データを一定の状況において消去させる権利および様々な状況においてデータ処理を制限しまたはこれに反対する権利を含む追加の権利が付与される。

GDPRの施行により、ファンドが直接的または間接的に負担する業務上の費用および法令遵守に関する費用が増加する可能性がある。さらに、ファンドまたはそのサービス提供者により必要な措置が適切に実施されないリスクがある。ファンドまたはそのサービス提供者によりかかる措置の違反があった場合、ファンドまたはそのサービス提供者は、重大な行政上の課徴金を課され、かつ/または、違反の結果、重大なもしくは重大ではない損害を被ったデータ対象者への補償を要求される可能性があり、また、ファンドの業務状況および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある外部評価の毀損が生じることがある。

流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ファンドへの投資利益を実現することができるが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合がある。

店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はない。

政治および/または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性がある。

プレミアムのリスク

(中略)

リスクに対する管理体制

(中略)

流動性リスク管理

管理会社は、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドの投資対象の流動性特性がファンドの投資目的、投資方針および裏付けとなる義務に適合するよう確保することを可能にする適切な流動性管理のためのシステムおよび手続を導入している。

本書には、ファンドの流動性リスクを管理し、受益者の公正な取扱いを確保するべく管理会社の取締役の承認を得た上で買戻手数料および取引の一時停止等の手段および取決めが設けられる可能性がある場合の詳細が記載される。

管理会社は、ファンドが合理的に見込まれる必要額をまかなうために十分な資金をいつでも調達することができるよう確保することを方針としている。そのために、管理会社は、ファンドのポートフォリオの流動性を評価し、買戻し、公開買付または借入れの返済をカバーするために見込まれる資金需要を評価する。

(後略)

<訂正後>

リスク要因

(中略)

持続可能性リスク

持続可能性リスク(以下を含むが、これらに限られない。)は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。

環境リスク

環境リスクには、企業が気候変動の影響を緩和し、気候変動に適応する能力、炭素価格が上昇する可能性、水不足の深刻化に対するエクスポージャーおよび水の価格が上昇する可能性、廃棄物管理の課題、ならびに地球規模および地域の生態系への影響が含まれるが、これらに限られない。

社会的リスク

社会的リスクには、製品の安全性、サプライチェーン管理および労働基準、安全衛生および人権、従業員の福祉、データおよびプライバシーに関する懸念、ならびに技術規制の強化が含まれるが、これらに限られない。

ガバナンス・リスク

ガバナンス・リスクには、取締役会の構成および有効性、経営陣へのインセンティブ、経営陣の質、ならびにステークホルダーとの利害の一致が含まれるが、これらに限られない。

持続可能性リスクがファンドに対する潜在的または実際の重大なリスクを示す程度については、投資運用会社によって、同社の投資判断およびリスク監視の中で検討される。その他の重大なリスクとともに、投資運用会社は、ファンドに係る長期のリスク調整後リターンの最大化を図るため、持続可能性リスクについて検討する。持続可能性リスクが発生後の影響は非常に大きいものであり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる場合がある。通常、持続可能性リスクが資産に関して発生した場合、資産の価値に悪影響が及ぶか、または、資産の価値がすべて失われる可能性がある。持続可能性リスクが発生した場合、当該リスクにより、投資家(投資運用会社を含む。)は、特定の投資対象が適切ではなくなると判断し、当該投資対象を売却する(または当該投資対象へ投資しない)可能性があり、投資対象の価値に対する下方圧力をさらに悪化させる。

(中略)

AIFMDリスク

(中略)

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム

(4) (該当する場合)組成されたローンポートフォリオの構成

(5)年に一度の頻度で、投資者が直接または間接的に負担したすべての手数料、費用および経費

(6)年に一度の頻度で、管理会社によりまたは管理会社のためにファンドの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的事業体

(7)ファンドの受託会社が契約により自らを免責するために締結した取決め

マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがある。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもある。

仲介取決め

(中略)

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

(中略)

例外的な場合として、例えば、仮にある一日に相当多数の投資家が自らのファンドの投資対象の買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払に遅延が生じる可能性がある。

管理会社は、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールを使用することができる。

・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート

・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

さらに、管理会社は、例外的な状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、()純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、申込み、買戻しおよび償還を停止することができる。

詳細については、投資者は、後記「リスクに対する管理体制、流動性リスク管理」と題する項目を参照すべきである。

保管リスク

(中略)

市場リスク

ファンドの計算において保有する有価証券の価値は、経済的、政治的もしくは規制上の状況、インフレーション、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種または市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被ることがある。

(中略)

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAの施行に向けた政府間の取り組みの延長として、全世界基準によるオフショア租税回避問題を取り扱う共通報告基準を策定した。金融機関の効率性を最大化し、その経費を削減することを目的として、CRSは、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換に関する共通基準を提供する。参加法域は、CRSに基づき、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告可能な口座に関する財務情報を取得し、これを交換相手方との間で毎年自動的に交換する。アイルランドは、CRSに係る法律を制定し、この結果、ファンドは、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められる。ファンドの投資者は、ファンドがCRSに基づくその義務を履行することを可能とするため、管理会社に対し追加の情報を提供するように求められることがある。請求された情報を提供することを怠った場合、投資者は、結果として生じる罰金もしくはその他の費用を負担し、ファンドの受益証券の強制買戻しの対象となり、および/または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。詳細については、投資者は、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者」と題する項目の「共通報告基準(以下「CRS」という。)」と題する項を参照すべきである。

OECDモデルGloBE規則およびアイルランドにおける欧州委員会のGloBE規則に関する指令の施行

2021年12月、OECDは、BEPSプロジェクトの一環として、15%のグローバル最低実効税率(第2の柱)に関するモデル規則を公表した。2022年12月、欧州連合の委員会は、EU域内における第2の柱の適用方法を定める指令を採択した。アイルランドにおける実施法は、2023年財政法(第2号)に含まれており、2023年12月31日以降に開始する会計期間に対して適用される。ファンドが別の事業体と全面的に連結されておらず、かつ、ファンド自体も別の事業体と全面的に連結していない場合、ファンドは、第2の柱に係る法律の適用範囲から外れるものと考えられる。さらに、2024年財政法に基づき、ファンドが単体ベースで少なくとも7.5億ユーロの収益を有するか否かにかかわらず、ファンドが他の事業体と連結されていないことを条件として、ファンドは、第2の柱に係る法律の適用範囲には含まれない。

パンデミック・リスク

感染症の流行、パンデミックその他の深刻な公衆衛生上の懸念事項は、ファンドが投資する可能性があるあらゆる法域において発生する可能性があり、これは、地域および世界の経済情勢および経済サイクルの変化につながり、これにより、ファンドの投資対象、ひいてはその純資産総額に悪影響が及ぼされる可能性がある。かかる感染症の流行は、より広範な世界経済および/または世界市場に悪影響を及ぼす可能性があり、これにより、ファンドの投資対象全般に悪影響が及ぼされる可能性がある。また、深刻な感染症の流行は、管理会社が取引相手方と締結している契約において不可抗力事由であるとみなされる可能性があり、その結果、取引相手方に対して、当該取引相手方が契約によりファンドに提供することを約束したサービス(サービスの性質は契約によって異なる。)の適時履行義務の免除が適用される場合がある。最悪の場合、これにより、ファンドの純資産総額の計算、受益証券の取引の処理、ファンドの独立した評価の実施、またはファンドに関する取引の処理に遅延が生じる可能性がある。ただし、管理会社、AIFM、受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社は、それぞれ事業継続計画を整備しており、これらは定期的に検証されている。

経済情勢

(中略)

サイバー・セキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえる。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で(例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを經由して)デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。管理会社、投資運用会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの純資産価額を計算する能力の妨害、ファンドに係る取引の妨害、受益者がファンドに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性がある。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドのために管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ファンドへの投資利益を実現することができるが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合がある。

管理会社はまた、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールも使用することができる。

・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート

・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

詳細については、投資者は、後記「リスクに対する管理体制、流動性リスク管理」と題する項目を参照すべきである。

店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はない。

プレミアムのリスク

(中略)

リスクに対する管理体制

(中略)

流動性リスク管理

管理会社は、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドの投資対象の流動性特性がファンドの投資目的、投資方針および裏付けとなる義務に適合するよう確保することを可能にする適切な流動性管理のためのシステムおよび手続を導入している。

管理会社は、ファンドに関して管理会社が流動性管理ツール(LMT)を有効化および無効化するための方針および手続、ならびにファンドに関して管理会社が当該流動性管理ツールを使用するための業務上および管理上の取決めを定めた流動性管理方針を整備している。

管理会社は、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールを使用することができる。

後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート

後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

さらに、管理会社は、例外的な状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、()純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、申込み、買戻しおよび償還を停止することができる。

管理会社は、ファンドが合理的に見込まれる必要額をまかなうために十分な資金をいつでも調達することができるよう確保することを方針としている。そのために、管理会社は、ファンドのポートフォリオの流動性を評価し、買戻し、公開買付または借入れの返済をカバーするために見込まれる資金需要を評価する。

(後略)

4 手数料等及び税金

(2) 買戻し手数料

<訂正前>

海外における買戻し手数料海外において買戻し手数料は徴収されない。日本国内における買戻し手数料日本国内において買戻し手数料は徴収されない。

<訂正後>

海外における買戻し手数料

買戻手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料(もしあれば)が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課すことは想定していない。

日本国内における買戻し手数料

買戻手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料(もしあれば)が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課すことは想定していない。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

(B) アイルランド

(中略)

所得および売却益への課税

(1) ファンド

(中略)

課税事由は、例えば、以下の場合に発生する。

- () ファンドが受益者に何らかの支払を行った場合。
- () 受益証券が譲渡された場合。
- () 受益者が受益証券を取得してから8年後およびその後8年毎。

(中略)

課税事由が発生した時点で受益者がアイルランド課税対象者ではない場合、かかる受益者に関する課税事由についてアイルランドの税金は賦課されない。

課税事由に関して税金が賦課される場合、以下の説明に従い、ファンドの債務は、控除により回収することができるか、または譲渡の場合で、8年の周期的な課税事由に関する場合は、関連する受益者の受益証券を廃棄もしくは処分することにより回収することができる。特定の場合においては、ファンドが受益者に通知を行った場合に限り、ファンドの選択により、8年の周期的な課税事由に関して賦課される税金をファンドではなく受益者の債務とすることができる。かかる場合、受益者は、アイルランドの納税申告書を提出し、アイルランド内国歳入委員会に対し(以下に定められる料率で)適切な税金を支払わなければならない。

受益者がアイルランド課税対象者ではない旨の適当な申告をファンドが受けていない場合、または申告が誤っていることを合理的に示唆する情報をファンドが有する場合であって、かかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド内国歳入委員会の書面による承認の通知がない場合(またはかかる承認に付随する条件の放棄もしくは不履行があった場合)、ファンドは、(実際には当該受益者がアイルランドの居住者ではなく通常居住者でもない場合であっても)課税事由の発生時に税金の支払義務を負担する。課税事由が収益分配である場合、税金は分配金に対する料率41%または受益者が法人であって適当な申告を行っている場合は料率25%で控除される。収益分配以外の適当な申告を行った法人ではない受益者への支払、受益証券の譲渡および8年の周期的な課税事由に関して課税事由が発生した場合、税金は受益証券の価値が取得時から上昇した分に対する料率41%で控除される。受益者が法人であって、適当な申告を行っている場合、税金はかかる譲渡額に対する料率25%で控除される。8年の周期的な課税事由に関しては、受益証券がその後低い価格で処分された場合に税金の還付を受ける制度がある。

租税回避防止規定により、ファンドへの投資条件に基づき、投資者または投資者と関係のある特定の者がファンドの資産の選択に影響を及ぼすことができる場合は、税率41%が60%(支払または処分の詳細が個々の納税申告書に正確に記載されない場合は80%)に引き上げられる。

上記に記載した場合を除き、ファンドは、収益または課税の利益に関してアイルランドの税金を支払う責任を負わない。

(2) 受益者

(中略)

アイルランドの居住者もしくは通常居住者であるか、またはアイルランドにおける支店もしくは代理機関を通じて受益証券を保有している受益者は、自己評価システムに基づき、受益証券を保有することから生じる分配または利益について納税義務または追加の納税義務を負う場合がある。特にファンドが8年の周期的な課税事由の発生時に税金を控除しないことを選択した場合、受益者は、自己評価に基づく納税申告書を提出し、アイルランド内国歳入委員会に対し適切な額の税金を支払う義務を負う。

(中略)

アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化

2014年7月1日を効力発生日として、ファンドは、ファンドの米国投資家に関する一定の情報をアイルランド内国歳入委員会に報告する義務を負い、アイルランド内国歳入委員会は、当該情報を米国の税務当局と共有する。

(中略)

共通報告基準(以下「CRS」という。)

(中略)

アイルランドは、CRSに係る金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間合意の署名国であり、租税統合法第891条Fおよび第891条Gは、CRSを国際的におよび欧州連合においてそれぞれ実施するために必要な措置を含んでいる。2015年報告金融機関による一定の情報の申告に関する規則(以下「CRS規則」という。)は、2016年1月1日からCRSを施行した。税務上の行政協力に関する指令2014/107/EU(以下「DAC」という。)は、ヨーロッパにおけるCRSの実施を規定し、すべてのEU加盟国に対して、年に一度他のEU加盟国の居住者につき金融口座情報を交換する強制的義務を設定する。租税統合法第891条Gは、DACの実施に必要な措置を含んでいた。2015年税務における情報の強制的な自動的交換に関する規則(以下CRS規則と併せて「本規則」という。)は、2016年1月1日からDACを施行した。

本規則に基づき、報告金融機関は、アイルランド税務当局に対して報告義務のある口座を特定するために、口座保有者および口座保有者がCRSの目的において定義される法人である場合には一定の支配者に關する一定の情報(例:氏名、住所、居住地、TIN、生年月日および出生地(必要に応じて)、口座番号および各暦年末時点の口座残高または価額)を収集することを要求される。アイルランド税務当局は、当該情報を参加法域の税務当局と交換するものとする。CRSおよびDACに関する詳細情報は自動的情報交換(AE01)のウェブページwww.revenue.ieで参照することができる。

強制開示規則 - (DAC 6)

DAC 6は、潜在的に積極的な国境を超える税務計画を策定、売り込み、企画、導入のために提供または導入を管理するEUを拠点とする税務顧問、会計士、弁護士、銀行、財務顧問およびその他仲介者に対して、強制的な報告義務を課す。また、潜在的に積極的な国境を超える税務計画に関して援助、支援または助言を提供する者も、自らその機能を果たしていることを認識していることが合理的に予想される場合、DAC 6の対象となる。仲介者がEU域外に所在し、または法律上の専門家特権に拘束される場合には、当該報告義務は納税者に課される。

英文目論見書に基づき企図される取引は、EU指令2018/822またはアイルランド法に基づくそれに相当する規定に基づく強制開示規則の対象となり、当該規定の意味における(国境を超える)報告対象の取決めに該当することがある。仮に該当する場合、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはその他「仲介者」の定義に該当する者は、かかる規定に基づき租税当局に対して取引を報告しなければならないことがある。

定義

上記の点に関して以下の定義に留意することを要する。

(中略)

居住 - 会社

(中略)

アイルランドで設立された会社の税務上の居住地を判定するための設立規則は、2015年1月1日以後に設立された会社に適用される。同日より前に設立された会社については、2020年12月31日まで、移行期間が適用された。

居住 - 個人

個人は、以下の場合、税務上アイルランド共和国の居住者とみなされる。

- 1) 当該課税年度中に当国に183日以上滞在した場合。または、
- 2) 当該課税年度に当国に滞在した日数と前年度に当国に滞在した日数を合計して280日間当国に滞在した場合。

一課税年度中に当国に30日以下しか滞在していない場合、2年間テストの適用上当該滞在は計算に入れられない。2008年12月31日までは、当国における1日の滞在とは、個人本人が1日の終わり(午前零時)まで滞在することをいう。2009年1月1日以降は、当国における1日の滞在とは、個人本人が日中に常時滞在することをいう。

通常居住すること - 個人

(中略)

当国に通常居住している個人が連続する課税年度の3年目が終了する時点で居住者でない場合、通常居住している者でなくなる。

したがって、2021年に当国に居住および通常居住し、同年に当国を出国する個人は、2024年の課税年度の末日まで通常居住者である。

(中略)

アイルランド課税対象者

「アイルランド課税対象者」とは、以下の者以外の者をいう。

(中略)

(x) 1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。

(xx) 2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める)公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークル。

(x) 2000年公的年金積立基金法(改正済)第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークルを通じて行為する当国。

(x)取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドが所有していることを条件とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

(中略)

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

(中略)

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

(B) アイルランド

(中略)

所得および売却益への課税

(1) ファンド

(中略)

課税事由は、例えば、以下の場合に発生する。

- () ファンドが受益証券に関して受益者に何らかの支払を行った場合。
- () 受益証券が譲渡、解約、償還または買い戻された場合。
- () 受益者が受益証券を取得してから8年後およびその後8年毎。

(中略)

課税事由が発生した時点で受益者がアイルランド課税対象者ではない場合、かかる受益者に関する課税事由についてアイルランドの税金は賦課されない。

受益証券がアイルランド内国歳入委員会から承認を受けた決済機関によって保有されていない場合、ファンドは、アイルランド課税対象者の課税事由についてアイルランドの税金の課税対象となる。課税事由に関して税金が賦課される場合、以下の説明に従い、ファンドの債務は、控除により回収することができるか、または譲渡の場合で、8年の周期的な課税事由に関する場合は、関連する受益者の受益証券を廃棄もしくは処分することにより回収することができる。特定の場合においては、ファンドが受益者に通知を行った場合に限り、ファンドの選択により、8年の周期的な課税事由に関して賦課される税金をファンドではなく受益者の債務とすることができる。かかる場合、受益者は、アイルランドの納税申告書を提出し、アイルランド内国歳入委員会に対し(以下に定められる料率で)適切な税金を支払わなければならない。

受益者がアイルランド課税対象者ではない旨の適当な申告をファンドが受けていない場合、または申告が誤っていることを合理的に示唆する情報をファンドが有する場合であって、かかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド内国歳入委員会の書面による承認の通知がない場合(またはかかる承認に付随する条件の放棄もしくは不履行があった場合)、ファンドは、(実際には当該受益者がアイルランドの居住者ではなく通常居住者でもない場合であっても)課税事由の発生時に税金の支払義務を負担する。課税事由が収益分配である場合、税金は分配金に対する料率38%または受益者が法人であって適当な申告を行っている場合は料率25%で控除される。収益分配以外の適当な申告を行った法人ではない受益者への支払、受益証券の譲渡および8年の周期的な課税事由に関して課税事由が発生した場合、税金は受益証券の価値が取得時から上昇した分に対する料率38%で控除される。受益者が法人であって、適当な申告を行っている場合、税金はかかる譲渡額に対する料率25%で控除される。8年の周期的な課税事由に関しては、受益証券がその後低い価格で処分された場合に税金の還付を受ける制度がある。

受益者が名義人の立場で受益証券を保有している場合、課税事由について税負担が生じないようにするためには、当該受益者が知る限りまたは信じる限りにおいて、その実質的所有者がアイルランドの居住者ではなく、かつ、通常居住者でもない旨の申告を当該受益者が行うことが必要となる。

租税回避防止規定により、ファンドへの投資条件に基づき、投資者または投資者と関係のある特定の者がファンドの資産の選択に影響を及ぼすことができる場合は、税率38%が60%(支払または処分の詳細が個々の納税申告書に正確に記載されない場合は80%)に引き上げられる。

上記に記載した場合を除き、ファンドは、収益または課税の利益に関してアイルランドの税金を支払う責任を負わない。

(2) 受益者

(中略)

アイルランドの居住者もしくは通常居住者であるか、またはアイルランドにおける支店もしくは代理機関を通じて受益証券を保有している受益者は、自己評価システムに基づき、受益証券を保有することから生じる分配または利益について納税義務または追加の納税義務を負う場合がある。特にファンドが8年の周期的な課税事由の発生時に税金を控除しないことを選択した場合、受益者は、自己評価に基づく納税申告書を提出し、アイルランド内国歳入委員会に対し適切な額の税金を支払う義務を負う。一定のアイルランドの居住者および通常居住者である受益者は、適切な申告がなされている場合、ファンドの分配金に対する課税を免除される。

(中略)

アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化

ファンドを代理する管理会社は、ファンドの米国投資家に関する一定の情報をアイルランド内国歳入委員会に報告する義務を負い、アイルランド内国歳入委員会は、当該情報を米国の税務当局と共有する。

(中略)

共通報告基準(以下「CRS」という。)

(中略)

アイルランドは、CRSに係る金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間合意の署名国であり、租税統合法(改正済)第891条Fおよび第891条Gは、CRSを国際的におよび欧州連合においてそれぞれ実施するために必要な措置を含んでいる。2015年報告金融機関による一定の情報の申告に関する規則(2025年報告金融機関による一定の情報の申告に関する(改正)規則により改正済)(以下「CRS規則」という。)は、2016年1月1日からCRSを施行し、改正規則は2026年1月1日に施行された。税務上の行政協力に関する指令2014/107/EU(以下「DAC」という。)(改正済)は、ヨーロッパにおけるCRSの実施を規定し、すべてのEU加盟国に対して、年に一度他のEU加盟国の居住者につき金融口座情報を交換する強制的義務を設定する。租税統合法第891条Gは、DACの実施に必要な措置を含んでいた。2015年税務における情報の強制的な自動的交換に関する規則(2025年税務における情報の強制的な自動的交換に関する(改正)規則により改正済)(以下CRS規則と併せて「本規則」という。)は、2016年1月1日からDACを施行し、改正規則は2026年1月1日に施行された。

本規則に基づき、報告金融機関は、アイルランド税務当局に対して報告義務のある口座を特定するために、口座保有者および口座保有者がCRSの目的において定義される法人である場合には一定の支配者に開する一定の情報(例：氏名、住所、居住地、TIN、生年月日および出生地(必要に応じて)、口座番号および各暦年末時点の口座残高または価額)を収集することを要求される。アイルランド税務当局は、当該情報を参加法域の税務当局と交換するものとする。CRSおよびDAC に関する詳細情報は自動的情報交換(AE01)のウェブページwww.revenue.ieで参照することができる。

定義

上記の点に関して以下の定義に留意することを要する。

(中略)

居住 - 会社

(中略)

アイルランドで設立された会社の税務上の居住地を判定するための設立規則は、2015年1月1日以後に設立された会社に適用される。同日より前に設立された会社については、2020年12月31日まで、移行期間が適用された。

アイルランドで設立された会社で、自らがアイルランドの課税対象者ではないと考える場合には、ファンドに提出する税務申告書においてその旨を主張する前に、専門家の助言を求めることが推奨される。

居住 - 個人

個人は、以下の場合、税務上アイルランド共和国の居住者とみなされる。

- 1) 当該課税年度中に当国に183日以上滞在した場合。または、
- 2) 当該課税年度に当国に滞在した日数と前年度に当国に滞在した日数を合計して280日間当国に滞在した場合。

一課税年度中に当国に30日以下しか滞在していない場合、2年間テストの適用上当該滞在は計算に入れられない。当国における1日の滞在とは、個人本人が日中に常時滞在することをいう。

通常居住すること - 個人

(中略)

当国に通常居住している個人が連続する課税年度の3年目が終了する時点で居住者でない場合、通常居住している者でなくなる。

したがって、2026年に当国に居住および通常居住し、同年に当国を出国する個人は、2029年の課税年度の末日まで通常居住者である。

(中略)

アイルランド課税対象者

「アイルランド課税対象者」とは、以下の者以外の者をいう。

(中略)

(x)1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。

(xx) 租税統合法第787条ACにより所得税またはキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、当該個人が保有する受益証券が(租税統合法第30編第2D章の意味における)PEPPの資産である場合。

(x) (租税統合法第30編第2E章の意味における)参加者に代わり当局の名義で登録されたAEプロバイダー・スキームの受益証券を保有する個人。

(x) 取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドの管理会社が所有し、かつ、ファンドの管理会社が、当該申告書が不正確であることまたは過去のいずれかの時点において不正確であったことを合理的に示唆するいかなる情報も保有していないことを条件とする。

(後略)

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

<訂正前>

イ) 海外における買戻し手続等

(中略)

買戻価格

受益証券一口当りの買戻価格は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格(以下「買戻価格」という。)である。

買戻しにつき手数料は課せられない。

決済

(中略)

ロ) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売会社または販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社または販売取扱会社が応じる場合は米ドル貨で、支払われる。買戻しは10口を単位とする。買戻手数料は課されない。買戻代金は、原則として、約定日から起算して、日本の営業日で4営業日目に、円貨または米ドル貨で支払われる。

<訂正後>

イ) 海外における買戻し手続等

(中略)

買戻価格

受益証券一口当りの買戻価格は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格から適用される買戻手数料を控除した価格(以下「買戻価格」という。)である。

買戻手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料(もしあれば)が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課すことは想定していない。

買戻制限

管理会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、()純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中に、ファンドの受益証券を買戻すことはできない。受益証券の買戻しの申込者に対しては、延期が通知され、その申込みは、撤回されない限り、当該停止の終了直後の取引日に行われたものとみなされる。

管理会社は、その裁量により、受益者が取引日に換金可能なファンドの受益証券の総口数を、ファンドの純資産総額の10%に相当する受益証券に制限することができ、かかる制限は、当該取引日に換金が行われるよう有効に請求したすべての受益者に対して按分して適用され、換金を請求された各保有口数について換金される割合が、かかるすべての受益者について同一となるようにする。

管理会社に付与された権限により、ファンドの特定の取引日(該当する最初の取引日)において換金されなかった受益証券は、(本項の規定がさらに適用されることを条件として)該当する最初の取引日の直後のファンドの取引日(以下、当該取引日を「該当する第2の取引日」という。)に換金を繰り越されるものとする。

管理会社は、当該受益証券が換金されなかったこと、および(前述の条件に従い)該当する第2の取引日に換金されることを、当該影響を受けた受益証券の受益者に対して、該当する最初の取引日から2営業日以内に通知する。

前述のとおり換金請求が繰り越される場合、該当する最初の取引日の後および該当する第2の取引日の前に受領されたその他のあらゆる換金請求は、該当する第2の取引日に繰り越されるものとし、該当する第2の取引日における該当する受益証券の換金請求とみなされるものとする。

決済

(中略)

ロ) 日本における買戻し手続等

(中略)

買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売会社または販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社または販売取扱会社が応じる場合は米ドル貨で、支払われる。買戻しは10口を単位とする。前記「イ) 海外における買戻し手続等」と題する項目に記載されるとおり、買戻手数料がファンドに支払われる場合がある。買戻代金は、原則として、約定日から起算して、日本の営業日で4営業日目に、円貨または米ドル貨で支払われる。

4 受益者の権利等

(3) 本邦における代理人

<訂正前>

(前略)

- b 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人または金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

<訂正後>

(前略)

- b 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人または金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

(前略)

()上記()および()が現実的でない場合、かかる取引は、受託会社(または受託会社が関わる取引の場合には管理会社)が、独立当事者として公正に交渉され、受益者の最良の利益にかなうものであると確信できるような条件で実行される場合

<訂正後>

(前略)

()上記()および()が現実的でない場合、かかる取引は、受託会社(または受託会社が関わる取引の場合には管理会社)が、独立当事者として公正に交渉され、受益者の最良の利益にかなうものであると確信できるような条件で実行される場合

本項の規定に従い、取締役、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社、受益者ならびにそれらのそれぞれの子会社、関連会社、関係会社、代理人、委託先、取締役、役員または代表者(以下それぞれ「関係者」という。)は、相互にまたはファンドとの間で、金融取引、銀行取引またはその他の取引に関する契約を締結し、またはこれらの取引を行うことができる。これには、ファンドによる関係者の有価証券への投資、または関係者によるその投資対象がファンドの資産の一部を構成する会社もしくは団体への投資、または関係者が当該契約もしくは取引に利害関係を有することを含むが、これらに限られない。関係者は、各々の個別の勘定または第三者の勘定で、ファンドに関連する受益証券またはファンドの資産に含まれる種類の財産に投資し、またはこれを取引することができる。さらに、関係者は、その有価証券または金融商品がファンドの資産の一部を構成する発行体、集団投資スキーム、会社または団体において、あらゆる役割または地位に就くことができる。

ファンドの現金は、1942-2013年中央銀行法の規定に従い、あらゆる関係者に預託することができ、または関係者が発行する譲渡性預金証書または銀行商品に投資することができる。銀行取引およびこれに類似する取引も、関係者との間でまたは関係者を通じて行うことができる。

関係者は、ファンドとの間における有価証券およびその他の投資対象の売買において、代理人または本人として取引を行うこともできる。関係者は、かかる取引から生じる利益をファンドまたは受益者に帰属させる義務を負わず、かかる利益は、関連当事者が保持することができる。ただし、かかる取引が、独立当事者間で交渉がなされた通常の商取引上の条件と同じ条件で実行されること、受益者の最良の利益にかなうものであること、かつ、以下のいずれかを充足することを条件とする。

- ・かかる取引について、受託会社(または、かかる取引が受託会社により実行される場合には取締役)が独立しており適任であると承認した者による証明された評価を取得していること。
- ・かかる取引が組織化された取引所において、それらの規則の下で、適用可能な最良の条件で行われていること

・上記2項が実務上実行可能でない場合、受託会社(または、かかる取引が受託会社により実行される場合には取締役)が、かかる取引が独立当事者間で交渉がなされた通常の商取引上の条件と同じ条件で実行され、受益者の最良の利益にかなうという原則に適合するものであると認めた条件でかかる取引が実行されていること

また、管理会社および/または投資運用会社は、そのそれぞれの業務の過程において、上記で言及された状況以外にも、ファンドとの間に潜在的な利益相反を有することがある。しかしながら、管理会社および投資運用会社(該当する場合)は、そのような場合には、AIFM契約および投資運用契約ならびに適用あるすべての法律に基づく自己の義務、特に、利益相反が生じ得る投資を行うにあたり、他の顧客に対する自己の義務を考慮しつつ、実務上可能な限りファンドの最良の利益のために行動する自己の義務を考慮するものとし、また、ファンドと他の顧客との間でかかる利益相反が公正に解決されるよう確保する。管理会社および/または投資運用会社は、投資機会がファンドと他の顧客との間で公正かつ公平に配分されるよう確保する。利益相反が実際に生じた場合、管理会社および/または投資運用会社の取締役は、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するよう努める。

管理会社および/または投資運用会社の報酬は、ファンドの純資産総額に基づく場合があるため、ファンドの純資産総額が増加した場合は、管理会社および/または投資運用会社に対して支払われる報酬も増加する可能性がある。したがって、管理会社および/もしくは投資運用会社またはその関連当事者がファンドの投資対象の評価額の決定につき責任を負う場合は、これらの者に利益相反が生じることがある。

別紙A

<訂正前>

定義

下記の定義は、文脈上、明らかに異なる場合を除き、以下の意味を有するものとする。

(中略)

「ベンチマーク規則」 指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する金融商品および金融契約のベンチマークとして利用され、または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために利用される指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011をいう。

(中略)

「CMS取引相手」 CMSに関連する金銭が預託される1つ以上の混蔵顧客口座を保有する第三者の取引相手方をいう。

「データ保護法」 一般データ保護規則(規則2016/679)によって導入されたEUのデータ保護法制をいう。

(中略)

「EU」 欧州連合をいい、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダの加盟国により現在構成される。

「外国人」 ()税務上、アイルランドに居住しておらずまたは通常居住していない者で、租税統合合法スケジュール2Bに基づく適正な申告書をファンドに提出している者をいい、ファンドはかかる申告が誤っているか、もしくはいずれかの時点で誤っていたことを合理的に示唆する情報を保有していないか、または、()ファンドは、当該者もしくは当該者が属する受益者クラスに関してかかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド内国歳入委員会の書面による承認の通知を保有しており、当該承認は撤回されておらず、当該承認の前提条件が充足されている。

(中略)

「アイルランド課税対象者」 以下の者以外の者をいう。
() 外国人。

(中略)

- x) 1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。
- xx) （2000年公的年金積立基金法（改正済）第2条に定める）公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークル。
- xx i) 2000年公的年金積立基金法（改正済）第2条に定める公的年金積立基金委員会または委員会投資ヴィークルを通じて行為する当国。
- xx) 取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドが所有していることを条件とする。

(中略)

「買戻請求書」

ファンドに関して管理会社から取得される様式で、ファンドの受益証券の買戻しを受けるために受益者が記入を求められるものをいう。

(中略)

「タクソノミー規則」

持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する規則（規則（EU）2020 / 852）（随時補足、統合、何らかの形式で置換または別途修正される。）をいう。

(中略)

「信託証書」

1998年2月27日付で管理会社と受託会社との間で締結されたファンドを構成する信託証書（2015年12月30日付改訂・再録信託証書により改訂・再録済、2022年2月24日付補足信託証書により補足済）をいう。

(後略)

<訂正後>

定義

下記の定義は、文脈上、明らかに異なる場合を除き、以下の意味を有するものとする。

(中略)

「ベンチマーク規則」 指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU) No. 596/2014
および規則(EU) 2025/914(随時改正、補足、統合または別途修正され
る。)を改正する金融商品および金融契約のベンチマークとして利用され、
または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために利用される
指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)
2016/1011をいう。

(中略)

「CMS取引相手」 CMSに関連する金銭が預託される1つ以上の混蔵顧客口座を保有する第
三者の取引相手方をいう。

「CRS」 2014年7月15日に経済協力開発機構(OECD)の理事会により承認された
「税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準」、「OECD
(2023年)税務における情報の自動的交換に関する国際基準：暗号資産
報告枠組み」の第2部、2023年6月8日にOECDにより公表された共通報
告基準の2023年改訂版により詳細に記載されている共通報告基準、およ
び税務上の行政協力に関する理事会指令2014/107/EC(DAC) (随時改
正、補足または置き換えられる。)を含む基準の実施を促進するその他
の法域の条約、法律または規制をいう。

「データ保護法」 EUデータ保護指令95/46/ECおよびEUプライバシー・電子通信指令
2002/58/EC、EU一般データ保護規則(EU) 2016/679を含むあらゆる改正
法および代替法、欧州委員会の決定、拘束力のあるEUおよび各国の指針
ならびにすべての国内実施法をいう。

(中略)

「EU」 欧州連合をいい、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、
キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フ
ランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラ
トビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガ
ル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンお
よびオランダの加盟国により現在構成される。

「FATCA」 「2010年雇用回復促進法」として知られているアメリカ合衆国の制定法
における「米国外国口座税務コンプライアンス法」(随時改正、統合ま
たは補足される。)をいい、これに基づき発布されたあらゆる規則およ
びFATCAに関連する法律または規則の実施を促進する米国とその他の法
域との間の政府間協定を含む。

「外国人」

()税務上、アイルランドに居住しておらずまたは通常居住していない者で、租税統合法スケジュール2Bに基づく適正な申告書をファンドに提出している者をいい、ファンドはかかる申告が誤っているか、もしくはいずれかの時点で誤っていたことを合理的に示唆する情報を保有していないか、または、()ファンドは、当該者もしくは当該者が属する受益者クラスに関してかかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド内国歳入委員会の書面による承認の通知を保有しており、当該承認は撤回されておらず、当該承認の前提条件が充足されている。

(中略)

「アイルランド課税対象者」

以下の者以外の者をいう。

) 外国人。

(中略)

- x) 1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。
- xx) 租税統合法第787条ACにより所得税またはキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、当該個人が保有する受益証券が(租税統合法第30編第2D章の意味における)PEPPの資産である場合。
- xxi) (租税統合法第30編第2E章の意味における)参加者に代わり当局の名義で登録されたAEプロバイダー・スキームの受益証券を保有する個人。
- xx) 取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドの管理会社が所有し、かつ、ファンドの管理会社が、当該申告書が不正確であることまたは過去のいずれかの時点において不正確であったことを合理的に示唆するいかなる情報も保有していないことを条件とする。

(中略)

「買戻手数料」

取引日に買い戻される各受益証券に関して、ファンドの絶対的な使用および利益のために、ファンドに支払われる手数料をいい、当該手数料は、受益証券の買戻しに関連する取引費用を賄うことが意図されたものであり、管理会社は、その単独の裁量により、当該手数料の全部または一部を放棄することができ、そのさらなる詳細は、「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、イ) 海外における買戻し手続等」と題する項目に記載される。

- 「買戻請求書」 ファンドに関して管理会社から取得される様式で、ファンドの受益証券の買戻しを受けるために受益者が記入を求められるものをいう。
(中略)
- 「タクソノミー規則」 持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する規則、および改正SFDR（規則（EU）2020 / 852）（随時補足、統合、何らかの形式で置換または別途修正される。）をいう。
(中略)
- 「信託証書」 1998年2月27日付で管理会社と受託会社との間で締結されたファンドを構成する信託証書（2015年12月30日付改訂・再録信託証書により改訂・再録済、2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済）をいう。
(後略)